**個人情報の取扱いに関する覚書**

　委託者XXX株式会社（以下「甲」という。）と受託者YYY株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間にて●年●月●日付●契約（以下「原契約」という。）に基づく業務（以下「本件業務」という。）において、原契約第●条に定める乙が行う個人情報の取扱いに関し、以下のとおり合意する。なお、本覚書に別段の定めがある場合を除き、本覚書において用いられる用語は、原契約に定める意味によるものとする。

第１条（目的）

本覚書は、乙が原契約に基づき、乙が取扱う個人情報に関し、乙の秘密保持義務を定めるとともに、乙における個人情報の取扱いの方法を定めることを目的とする。

第２条（定義）

1. 本覚書において、「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に規定する個人情報として、原契約に基づき乙が取扱う生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
2. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）
3. 個人識別符号（個人情報保護法第２条第２項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの
4. 本覚書において、「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「個人情報保護法施行令」という。）第１条で定めるものをいう。
5. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
6. 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
7. 本覚書において、「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第２条第３項に規定する、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報保護法施行令第２条各号及び個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「個人情報保護法施行規則」という。）第５条各号で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
8. 本覚書において、「機微（センシティブ）情報」とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第６条第１項に規定する、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報をいう。
9. 本覚書において、「個人情報データベース等」とは、個人情報保護法第２条第４項に規定する、(i)特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び(ii)これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。
10. 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
11. 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
12. 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。
13. 本覚書において、「個人データ」とは、第１項に定める個人情報のうち、個人情報保護法第２条第６項に規定する、個人情報データベース等を構成するものをいう。
14. 本覚書において、「保有個人データ」とは、前項に定める個人データのうち、個人情報保護法第２条第７項に規定する、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第４条各号で定めるもの又は６か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

第３条（秘密保持義務）

1. 乙は、個人データを秘密として保持し、法令に特に定める場合を除き、これを甲乙以外の如何なる者（以下「第三者」という。）にも開示してはならない。
2. 乙が個人情報保護法に基づく保有個人データの開示、訂正及び利用停止等の請求を受けた場合においては、乙は、当該請求を甲に対して行うべき旨本人に対して教示するものとする。

第４条（利用目的の公表等）

　甲又は乙が本件業務において、本人より直接個人情報を取得する場合、甲及び乙は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、個人情報保護法、その付属規則、関連するガイドライン等（以下、総称して「個人情報保護法令等」という。）に従い、個人情報保護法令等所定の方法にて個人情報の利用目的を公表、通知又は明示等するものとする。乙は、乙が行う公表等及び甲が行う公表等であって乙が甲から委託を受けて行うものについて、甲の指示に従い実施しなければならない。

第５条（適正取得）

1. 乙が本件業務において、個人情報を取得する場合、個人情報保護法令等に従い、適正な方法にて当該個人情報を取得しなければならない。
2. 乙が本件業務にて個人情報を取得する場合、甲が指定する項目以外の項目を取得してはならない。
3. 甲又は乙が本件業務において、機微（センシティブ）情報に該当する個人情報を取得する場合、甲及び乙は、個人情報保護法令等に従い、個人情報保護法令等所定の方法にて本人の同意を取得しなければならない。また、乙は、乙が行う同意取得及び甲が行う同意取得であって乙が甲から委託を受けて行うものについて、甲の指示に従い実施しなければならない。
4. 甲及び乙は、前項において定める同意の有無にかかわらず、機微（センシティブ）情報の取得、利用、又は第三者提供を、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第５条１項において例外的に許容される場合を除き、行ってはならない。
5. 甲及び乙は、機微（センシティブ）情報のうち要配慮個人情報に該当するものを取得するにあたっては、個人情報保護法第１７条２項の要件も満たす必要がある。

第６条（個人情報の取扱者の限定）

乙は、個人情報の取扱者を原契約の履行に必要最小限の者に限定しなければならない。機微（センシティブ）情報については、甲による別途行う指示に従い、特に厳格な対応を行うものとする。

第７条（目的外利用等の禁止）

1. 乙は個人情報を本件業務の遂行の目的以外に利用してはならない。
2. 乙は個人情報の漏洩、盗用、改竄等に繋がる行為をしてはならない。
3. 乙は個人情報を本件業務の遂行の目的以外の目的のために書面に記載し若しくは記録媒体に記録し、又は個人情報が記載又は記録された書面若しくは記録媒体を複写・複製してはならず、本件業務の目的の範囲内であっても、記載、記録、複写及び複製は甲が事前に承諾した内容に従い最小限に留めるものとする。本件業務が終了した場合、乙は、甲の指示に従い、個人情報及び個人情報を記録又は記載した資料、写し、複製等を直ちに返却し、又は消去若しくは廃棄しなければならない。

第８条（持ち出しの禁止）

乙は個人情報を甲の事前の承諾なく所定の場所から持ち出してはならない。

第９条（個人情報の保管・管理）

1. 乙は善良な管理者としての注意義務をもって個人情報を管理しなければならず、保管にあたっては、施錠を行わなければならない。
2. 機微（センシティブ）情報については、甲による別途行う指示に従い、特に厳格な対応を行わなければならない。

第１０条（報告及び検査）

１　乙は甲に対して、３カ月毎に個人データの取扱状況に関する甲の指定する項目について書面により報告しなければならない。また、甲は、甲が必要と判断するときはいつでも、乙に対して、個人データの取扱い状況につき、報告を求めることができ、この場合、乙は速やかに報告しなければならない。

２　甲が必要と認めた場合には、甲は乙の事業所に立ち入り、個人データの取扱状況を検査することができる。乙は当該検査に協力しなければならない。また、乙は、甲による個人データの取扱いに関する個人情報保護法に基づく報告命令その他の同法に定める措置に協力するものとする。

３　前２項の報告及び検査並びに改善命令その他の行政処分を踏まえ、乙の個人データの取扱いにつき改善が必要と判断される合理的理由がある場合、甲は乙に対して改善を要求することができる。また、乙は適切な改善策を講じなければならない。

第１１条（個人データが記録された資料の返還等）

乙は原契約終了後、速やかに、個人データが記録された書面、電子媒体等一切の資料（複写物、複製物を含む。）を、甲の選択に従い、直ちに甲に返還し、又は、完全に廃棄、消去し、その状況を甲に報告する。

第１２条（従業者の監督）

乙は、乙の役員、従業員、出向者等乙の指揮監督下にある全ての者及び乙に派遣された派遣労働者（以下、総称して「従業者」という。）に対して、本覚書に定める事項を遵守させなければならない。

第１３条（再委託の禁止）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾なく、個人データの取扱いを第三者に委託してはならない。甲は、乙に再委託の承諾を与える場合においては、個人データの取扱いにつき再委託先の監督その他の事項につき条件を付することができる。
2. 乙が、甲の書面による事前の承諾を得て、個人データの取扱いが必要な業務を第三者に委託する場合、乙は当該第三者（以下「再委託先」という。）に対して、本覚書に定める乙の義務と同等又はそれ以上の義務を課すものとする。
3. 前項における再委託先の義務の履行状況について、乙は３カ月毎に確認し、甲に対し、書面により報告しなければならない。また、乙は、甲又は乙が必要と判断するときはいつでも、再委託先に対して、個人データの取扱い状況につき、遅滞なく書面により報告を求めなければならない。この場合、再委託先から乙が報告を受けた場合には、乙は速やかに甲に当該報告の内容を書面により報告しなければならない。
4. 甲又は乙が必要と認める場合、乙は再委託先の事業所に立ち入り、個人データの取扱状況を検査しなければならない。また、甲の事業を監督する監督官庁が再委託先の検査を要求した場合、乙は再委託先に当該検査に協力させなければならない。また、乙は、再委託先が甲、乙又は再委託先のそれぞれによる個人データの取扱いに関して個人情報保護法に基づく、再委託先に対する報告命令その他の同法に定める措置に再委託先をして協力させなければならない。
5. 前２項の報告・検査並びに改善命令その他の行政処分を踏まえ、再委託先の個人データの取扱いにつき改善が必要と判断される合理的理由がある場合、甲は乙に対して改善を要求することができ、乙は再委託先の改善を図らなければならない。

第１４条（漏洩事案等の対応）

1. 乙は、本件業務に係る個人データを漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）をすることがないよう必要な措置を講ずるものとし、乙の支配が可能な範囲において本件業務に係る個人データの漏えい等に関し責任を負うものとする。
2. 乙又はその従業者が、漏えい等をした場合又はそのおそれがある場合には、乙は直ちに甲に報告しなければならない。この場合、乙は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。
3. 再委託先が、本件業務に係る個人データの漏えい等した場合又はそのおそれがある場合には、乙は再委託先をして、直ちに甲及び乙に対して報告させるものとする。この場合、乙は再委託先をして、速やかに必要な調査を行わせるとともに、再発防止策を策定させるものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告させるものとする。
4. 前２項の場合、甲が個人情報保護委員会又は事業所管大臣に漏えい等又はそのおそれがあることを報告する場合であって、甲の要請がある場合には、乙は甲と共同して報告をするとともに、再委託先をして甲と共同して報告をさせるものとする。
5. 本件業務に係る個人データの漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は当該申立の調査解決等につき甲に合理的な範囲で協力するものとする。
6. 前項の第三者からの甲に対する申立が、第１項に定める乙の責任範囲に属するときは、乙は、甲が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担する。
7. 本件業務に係る個人データの漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は、申立を受け、それを認識した日から５日以内に甲に対し、申立の事実及び内容を書面で通知するものとする。
8. 甲が必要と判断するときは、甲は、乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立の解決に関する指示又は援助を行なうことができる。
9. 本条の定めは本覚書終了後も有効とする。

第１５条（安全管理措置）

　乙は、個人データの安全管理を確保するため、以下の安全管理措置を講じるものとする。なお、当該安全管理措置は、甲及び乙（第１３条の規定に基づく再委託が行われる場合には、再委託先を含む。）による本件業務に伴う個人情報の取扱いを所管する個人情報保護法令等の要求水準を満たすものとする。

1. 組織的安全管理措置

* 個人データの安全管理に係る、甲が満足する基本方針の整備
* 個人データの管理段階毎の安全管理に係る、甲が満足する取扱規程の整備とその運用
* 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る、甲が満足する規程の整備とその運用
* 外部委託に係る、甲が満足する規程の整備とその運用
* 個人データの管理責任者等の設置
* 就業規則等における、甲が満足する安全管理措置の整備
* 個人データの取扱状況を確認できる、甲が満足する手段の整備
* 個人データの取扱状況の、甲が満足する点検及び監査体制の整備と実施
* 漏洩事案等に対する、甲が満足する体制の整備

1. 人的安全管理措置

* 従業者との、甲が満足する内容による個人データの非開示契約等の締結
* 従業者の役割・責任等の、甲が満足する内容による明確化
* 従業者への安全管理措置の、甲が満足する内容による周知徹底、教育及び訓練
* 従業者による個人データ管理手続の遵守状況の、甲が満足する方法による確認

1. 技術的安全管理措置（物理的安全管理措置を含む。）

* 個人データの利用者の、甲が満足する方法による識別及び認証
* 甲が満足する方法による個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
* 個人データのアクセス権限の、甲が満足する方法による管理
* 個人データの漏洩・毀損等防止策の、甲が満足する方法による整備
* 個人データのアクセスの甲が満足する方法での記録及び分析
* 個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の、甲が満足する方法による記録及び分析
* 個人データを取り扱う情報システムの、甲が満足する方法による監視及び監査

第１６条（損害賠償）

　乙又は乙の従業員等若しくは再委託先が本覚書に違反し甲、甲の顧客その他の第三者に損害を発生させた場合、当該損害の一切を乙は賠償しなければならない。

第１７条（解約・解除）

甲は、乙が本覚書に規定される義務を遵守しなかった場合には、乙に対する事前の通知がなくとも、直ちに、原契約を解約又は解除することができる。

第１８条（有効期間）

　本覚書は、原契約終了後、第１１条における返還等の乙の業務が完了した時をもって終了する。ただし、第３条から前条までに定める乙の義務及び本条はその後も有効に存続する。

第１９条（原契約との一体不可分性）

　本覚書は原契約と一体不可分であり、本覚書に別段定める他は、全て原契約の各条項が適用されるものとする。

上記合意を証するため､本書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

代表者氏名 ●●●●

所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

代表者氏名 ●●●●